シルバーハウジング生活援助員派遣事業

シルバーハウジング（ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が安心して快適な生活ができるように設備設計を行った市営住宅）に生活援助員（ＬＳＡ：ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が安定した生活を営むことができるように、生活支援や緊急時の安否確認などのサービスを提供します。

●入居対象者

シルバーハウジングに入居できる方は、以下の条件を備えている世帯です。

①自炊等が可能な程度の健康状態にあり、次のいずれかの条件にあてはまること
（要介護状態区分が要介護 3 以上の認定を受けている方は申し込みできません。）
（ア）満 65 歳以上の単身者世帯
（イ）いずれかが満 65 歳以上の夫婦からなる世帯
（ウ）満 65 歳以上の親族のみで構成される世帯

②千葉市内に居住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、1 年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方

③現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者を含む）がある方
なお、単身者の方は、2ＤＫ又は１ＬＤＫに限り住宅を申し込みできます。

④現に住宅に困窮していること

⑤入居収入基準内であること

⑥市町村民税を滞納していないこと

⑦申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

●団地名、戸数

団地名	所在地	間取り	戸数
仁戸名町団地	中央区仁戸名町 712－2	2LDK	2 戸
		2DK	8 戸
		1LDK	20 戸
計			30 戸

●ＬＳＡの業務について　　生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急援助が必要な場合の関係機関への連絡を行います。ホームヘルパーの業務である、調理や掃除、入浴の介助等は行いません。

●入居者の負担金　　家賃とは別に市民税所得割額に応じて負担金がかかります。

《お問い合わせ先》	
シルバーハウジングの入居・申し込みに関すること	
千葉市住宅供給公社　住宅班	245-7515
生活援助員に関すること	
高齢福祉課	245-5166

市営住宅（老人世帯向け住宅）

●老人世帯向け住宅

老人世帯向け住宅に入居できる方は、以下の条件を備えている世帯です。

・次の各号のいずれかの世帯

（1）満 60 歳以上の方と次の(ア)から(ウ)のいずれかにあてはまる親族のみからなる世帯

(ア)配偶者（内縁関係にある方、婚約者を含む）

(イ)満 60 歳以上又は 18 歳未満の方

(ウ)重度・中度の身体障害者または知的障害者等の方

（2）満 60 歳以上の単身世帯　※単身者向け住宅のみが対象

・千葉市内に在住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、日本に 1 年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方

・現に住宅に困窮していること

・入居収入基準内であること

・市町村民税を滞納していないこと

・申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

団地名	戸数	所在地	間取り	団地名	戸数	所在地	間取り
白旗	104	中央区白旗 1-2,3	1K	桜木町第 2	6	若葉区桜木 2-24	3DK
松ヶ丘町	1	中央区松ヶ丘町 148	1LDK	西下田	12	若葉区御成台 2-1	2DK
〃	1	〃	2LDK	〃	7	〃	2LDK
〃	1	〃	3LDK	〃	6	〃	3LDK
星久喜町第 1	12	中央区星久喜町 1210	2DK	誉田 1 丁目	6	緑区誉田町 1-798-1	3DK
〃	5	〃	2LDK	誉田 2 丁目	8	緑区誉田町 2-2-25,35	3DK
〃	6	〃	3LDK	誉田 2 丁目第 2	4	緑区誉田町 2-2-1462	3DK
千種町	4	花見川区千種町 354-2	3DK	鎌取	6	緑区鎌取町 112-23	3DK
天台	2	稲毛区天台 1-6-21	2LDK	おゆみ野第 1	6	緑区おゆみ野 5-28	3DK
〃	1	〃	3LDK	おゆみ野第 2	12	緑区おゆみ野 6-24-1,2	3DK
轟町第 1	2	稲毛区轟町 2-8	2LDK	古市場第 3	6	緑区古市場町 474-300	3DK
〃	2	〃	3LDK	高浜第 1	4	美浜区高浜 1-2	3DK
轟町第 2	2	稲毛区轟町 1-15-6	2LDK	高浜第 2	16	美浜区高浜 1-5	3DK
〃	1	〃	3LDK	高浜第 3	16	美浜区高浜４-2	3DK
貝塚	4	若葉区貝塚町 556-1	3DK	高浜第 4	4	美浜区高浜 1-7	3DK
貝塚第 2	10	若葉区貝塚町 192-4	1LDK				
〃	10	〃	2DK				

※なお、一般向けに入居者募集を行っている団地のうち、仁戸名町団地（83 戸）、宮野木町第１団地（216 戸）、宮野木町第 2 団地（69 戸）、桜木町団地（63 戸）及び小倉台団地（94 戸）については、部屋内がバリアフリー化されておりますので老人世帯も安心してお住まいいただけます。

●単身者向け住宅(45 ㎡以下または 2ＤＫ以下の住宅等) ※詳細は千葉市住宅供給公社にお問い合わせください。

単身者向け住宅に入居できる方は、戸籍上配偶者のいない方で、以下の条件を備えている方です。

ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方を除きます。

①(1)～(8)のいずれかの要件にあてはまること

(1)満 60 歳以上の方

(2)身体障害者の 1 級から 4 級までの手帳を交付されている方、精神障害者の 1 級から 3 級ま

での手帳を交付されている方、知的障害者で療育手帳を交付されている方

(3)生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている方

(4)戦傷病者として認定されている方

(5)原子爆弾による被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

(6)引揚者で5年を経過していない方

(7)ハンセン病療養所入所者など

(8)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規程する「被害者」で、次のいずれかに該当する方

・配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護又は婦人保護施設における保護が終了した日から5年を経過していない方

・裁判所へ保護命令の申立を行った方で、その保護命令が決定してから5年を経過していない方

・婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている方

・婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認できる方

②千葉市内に居住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、日本に1年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方（①（8）に該当する方を除く）

③現に住宅に困窮していること

④入居収入基準内であること

⑤市町村民税を滞納していないこと

⑥「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●単身者向け住宅（2ＬＤＫ以下の車いす世帯向け住宅）

（車いすを使用して生活することを前提として整備された住宅に限る。）

この単身者向け住宅に入居できる方は、戸籍上配偶者のいない方で、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができると認められる方です。

●申請手続きに必要なもの

① 入居申込書

（千葉市住宅供給公社、各区役所で3・6・9月の25日頃及び12月20日頃に配布）

② 住宅困窮度評価依頼書

③ 住民票（世帯全員）

④ 市県民税所得証明書

⑤ 年金等を受給している方はその証書（最近の年金額がわかるはがき等のコピー）

⑥ 市町村民税の納税証明書

⑦ 障害福祉サービス受給者証（2ＬＤＫ以下の車いす世帯向け住宅当選の場合）

⑧ その他

③～⑧については当選後の審査時に提出していただきます。

※申込の受付は郵送のみです。

《お問い合わせ先》	
千葉市住宅供給公社　住宅班	245-7515

住宅改造相談

在宅の障害者・高齢者の居宅生活を安全で暮らしやすくするため、また介護をしやすくするために住宅の改造を考えている方の相談に応じます。

●内容　介護と福祉に精通した、専門知識を有する相談員（住まいと福祉の会所属の一級建築士）及び作業療法士等が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。
例：障害もしくは高齢に伴う身体機能の低下による手すりの設置や段差解消など
※必要に応じ、相談員が改造検討する住宅に出向きます。
※住宅改修費支援サービスについては、各区高齢障害支援課へお問い合わせください。

●実施日　毎月第1、3火曜日　午後1時から午後4時まで（応相談）
※事前に電話または窓口で予約が必要です。

《お問い合わせ先》	
千葉市障害者福祉センター	209-8779

住宅増改築相談

障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築（バリアフリー化工事など）をしようとする方に公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員（千葉市増改築相談員協議会会員）が相談に応じます。

●実施日　毎月第2金曜日（※8月は第2木曜日）　午前10時から午後3時まで
●開催場所　各区役所玄関ホール等（中央区はきぼーる1階アトリウム、稲毛区は決まり次第市HPに掲載）

《お問い合わせ先》	
千葉市増改築相談員協議会	285-3003

民間賃貸住宅入居支援（すまいの情報提供など）

●対象者　60歳以上の高齢者を含む世帯、障害者世帯など
（家賃を適正に支払い、地域の中で自立した生活を営むことができる方）

●内容
・対象となる方の相談・希望に応じた民間賃貸住宅の情報（名称・所在地・築年・家賃・共益費・間取り・取扱店など）を提供します。また、その方の状況に応じて、市が行っている各種施策について情報提供を行います。
・賃貸借契約の際、家賃債務保証会社等と保証委託契約等を行った場合、初回分の保証委託料等の2分の1（上限：2万4千円）を補助します（上記情報提供を受けた方が対象です。ただし、生活保護世帯を除きます）。
※1　審査により保証を受けられない場合があります。
※2　家賃債務保証は家賃を滞納した場合に保証会社が代わりに支払うもので、入居者の支払いが免除されるものではありません。
※3　その他、詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

●開所日時　月曜日～金曜日及び第1・3日曜日（年末年始・祝祭日は休み）
午前10時～午後3時（午後12：00～13：00を除く）

《お問い合わせ先》	
すまいのコンシェルジュ （千葉市住宅関連情報提供コーナー）	245-5690

住宅確保要配慮者円滑入居支援

●対象者　高齢者世帯、障害者世帯など

●内容　・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定に基づき、対象となる方が入居可能な民間賃貸住宅の情報（名称・所在地・築年・家賃・共益費・設備・物件の問合せ先など）を提供します。

・賃貸借契約の際、家賃債務保証会社等と保証委託契約等を行った場合、入居者の家賃債務保証料等を低廉化するために必要な経費（1 戸あたり上限：6 万円）を補助します（千葉市民間賃貸住宅入居支援補助金やその他公的制度による同種の補助（生活保護等）を受けていない方が対象です）。

※1　審査により保証を受けられない場合があります。

※2　家賃債務保証は家賃を滞納した場合に保証会社が代わりに支払うもので、入居者の支払いが免除されるものではありません。保証会社から請求があり、保証会社に支払いをしなくてはなりません。

※3　家賃債務保証料等の補助は、当該年度に家賃債務保証料等の低廉化を行う家賃債務保証業者が対象となります。

※4　その他、詳細については、下記の窓口にお問い合わせ下さい。

《お問い合わせ先》	
すまいのコンシェルジュ （千葉市住宅関連情報提供コーナー）	245-5690